

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和 1年 6月 1日～令和 4年 3月 31日までの 3年間
2. 課題
 - ・育児・介護休業法などに基づく制度などを周知することにより制度を利用しやすくする。
 - ・仕事と生活を両立することができる働きやすい職場環境づくりを推進する。
3. 内容

目標1：子の看護休暇制度を時間単位での取得を可能にする。

<対策>

- 令和 2年12月～ 検討開始
- 平成 3年 4月～ 制度の導入、規程等の整備
教職員用ポータルに掲載による職員への周知

目標2：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除など
制度の周知を行う。

<対策>

- 令和 1年 6月～ 育児・介護休業法に基づく制度の調査
雇用保険法に基づく制度の調査
労働基準法に基づく制度の調査
- 令和 2年 4月～ 制度に関する一覧表等を作成し、教職員ポータルに掲示

目標3：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 1年 6月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 1年 7月～ 学内での検討開始
- 令和 1年 8月～ ノー残業デーの実施
学内一斉メールによる職員への周知（ノー残業デー当日）

目標4：出勤時間や退勤時間を自由に決めることができるなどライフサイクルに合わせて働くことができ、自分の裁量で仕事を追求できる専門業務型裁量労働制を導入する。

<対策>

- 令和 1年 8月～ 業務の態様に対応した労働時間等の設定改善を図る
- 令和 1年 9月～ 学内での検討開始
- 令和 2年 4月～ 労使協定の締結、労基署へ届出
就業規則の改訂
制度の導入